

タイトル	アメリカ合衆国における教育の機会均等と言語に基づく差別
著者	江頭, 伸佳; Egashira, Nobuyoshi
引用	
発行日	2014-03

氏名・(本籍地) <sup>えがしら</sup>江頭 <sup>のぶよし</sup>伸佳 (長崎県)

学位の種類 博士(法学)

学位記番号 博(法)甲第8号

学位授与の日付 平成26年3月21日

学位規則の条件 学位規則第4条第1項該当

学位論文題目 アメリカ合衆国における教育の機会均等と言語に基づく差別

論文審査委員 主査 千葉 卓

副査 向田 直範

副査 福士 明

## 論文内容の要旨

本論文は、アメリカ合衆国において、教育の機会均等論が発展していく中で新たに問題にされるようになった、言語に基づく教育上の差別について、教育における人種差別の問題とは異なる違憲審査基準を適用することによって判断することが可能であることを論じようとするものである。

この論証をするために、本論文では、州の教育の機会均等の枠組みの形成の過程、連邦と州の間の教育権限の配分過程、教育における人種に基づく差別に対する違憲審査基準適用のあり方の発展過程、性別・年齢・能力に基づく差別に対する違憲審査基準適用の発展過程を詳細に分析した上で学校における言語に基づく差別の問題については、これらの延長線上で違憲審査基準を論じようとしているのかどうか、違うとすれば、どのような理由からどのような点で違っているのかを明らかにしようとしている。そして、結論としては、本論文は言語に基づく差別については、厳格な違憲審査基準でもゆるやかな違憲審査基準でもなく、その中間的な違憲審査基準を用いることにより審査していくという方向がみえてくることを示唆するところとなっている。

## 論文審査結果の概要

### 1 論文の構成と内容

本論文の構成は「序論」、本文全4章、「結論」、参考文献から成っている。

序論では、アメリカ合衆国の教育における言語に基づく差別の問題はこれまで問題とされてきた人種、性別、能力、年齢といった教育における差別の問題とはカテゴリーが異なる領域にあるといえるかどうか新しい課題であることが述べられている。

第1章「州の教育の機会均等の枠組みと形成」では、植民地時代からアメリカ合衆国憲

法修正14条が制定されるまでの間に州の公教育制度の枠組みがどのように形成され、また教育権限がどのように配分されていたのかについて検討するとともに、連邦の公教育に対する教育権限の内容及び枠組みについて確認している。その結果、州の教育権限は修正10条を根拠とすることにより、州の専権事項と考えられるようになるとともに、公教育に対する連邦政府の統制は教育への財源の提供に限られるという基本枠組みが示されたことが明らかとなり、また、公教育の教育権限の所在が明確となり、公教育制度の形成過程が密接な関係を持っていることから、公教育の枠組みづくり及び言語教育は連邦憲法制定以前から同時に進められていたということも明らかにできたとしている。

第2章「教育の機会均等と人種分離」では連邦最高裁判決を主たる素材として、修正14条が制定されて以降、教育の機会均等の1つである人種に基づく差別の禁止に対して、合理的差別に該当するか否かに関する審査基準のいずれを適用することにより判断していたかにつき分析を加えている。人種に基づく差別をほかの差別と分けて第2章で扱った理由は、アメリカにおける差別禁止の理論は人種に基づく差別を柱にして組み立てられてきており、また、修正14条は黒人の奴隷解放と人種平等を実現すべく制定された規定でもあるからという点に求めるところとなっている。分析によれば、人種差別問題一般について、判例は *separate but equal theory* を採用したこともあって、しばらくはこの法理を教育における人種に基づく差別の問題に対しても適用していたことから、判例は教育上の人種差別問題についてかなり長期間、きわめてゆるやかな合理性の基準に基づいて違憲審査を行っていることになると述べた上で、しかし、その後少しずつ、この法理を用いつつも実質的に差別したといえないか否か判断する姿勢を強め始めた結果、1954年になり、ブラウン判決が教育における人種差別の事例に対してこの法理の適用の放棄を明確に宣言するところとなり、それ以降の判例は教育における人種に基づく差別の問題に対して、厳格な合理性の基準に基づいて違憲審査を行うようになっていくことが明らかとなったとしている。

第3章「教育の機会均等と人種に基づかない差別」では、人種に基づく差別以外の差別、すなわち、性別、年齢、能力に基づく差別の問題に対して、違憲審査基準である合理性の基準を判例はどのように適用しているかという問題について分析する。その結果、これらの差別の問題については、第1に、人種に基づく差別と比べて、ゆるやかな合理性の基準を用いる傾向が強くあらわれていること、第2に、人種に基づく差別の問題よりも新しく問題とされるようになったものの、早くから問題として存在していた性別、年齢、能力に基づく差別の問題は、その順に、よりゆるやかな合理性の基準を用いる傾向があること、第3に、容姿など外見から判断可能なものもあれば、能力など外見では判断しづらいものもある中で、差別の問題を取り扱おうとする場合、どこまでを修正14条の平等保護条項の守備範囲にできるのかを決めることが難しくなっていること、第4に、当該差別が連邦法により明文化された後は、判例の集積により、次第に厳しめに違憲審査が行われるという傾向がみられること、第5に、人権の発展過程に沿う形で違憲審査基準の理論が発展し

たのと同様、教育の機会均等の保障が憲法の平等権の保障と結びつきつつ発展してきたといえることを指摘する。

第4章「教育の機会均等と言語に基づく差別」では、主にアメリカ合衆国の公立学校における英語教育プログラムに関する連邦最高裁判決、下級審判決を素材にして、教育の機会均等と言語に基づく差別がどのように解釈されているかについて分析を行っている。分析の結果、アメリカ合衆国における言語教育の問題については、バイリンガル法（1968年）、教育の機会均等法（1974年）が制定されるまでは、人種、肌の色、出身国、民族、能力及び障害者の問題の中で取り扱われるべきとされてきたが、両法の制定以降は1974年のラウ事件連邦最高裁判決、1981年のカスタネダ事件控訴審判決、2009年のフローレス事件連邦最高裁判決へと進むにしたがい、教育における言語に基づく差別の問題を他の差別の問題とは区別して扱うようになる一方、その違憲審査方法に関しても、当初はゆるやかな合理性の基準を適用すると解していたものが次第に、少しずつ厳しめの合理性の基準を用いる方向へと進み、現在では、「やむにやまれぬ政府の利益」と「緻密に眺えられたもの」の考察が不可欠であるとの解釈が行われるようになってきていることが明らかとなったと述べている。

以上、第1章から第4章までの中で分析・検討の結果明らかとなったことに基づき、「結論」では、判例は教育の機会均等の問題について、同じ問題であっても、以前はゆるやかな合理性の基準を適用していたとしても時代が進むにしたがって厳しい合理性の基準を適用する傾向が強くみられることからして、教育における言語に基づく差別の問題については、現在では中間的な合理性の基準を適用しているものの、今後は厳格な合理性の基準を適用する可能性がかなり高いのではないかということを指摘している。

その上で、論者は最後に、日本において、今後移民が増加してきた場合、教育における言語に基づく差別の問題が生じる可能性が高いと考えられるが、その際には、日本国憲法26条、14条及び97条を総合的に解釈することにより違憲審査基準を導き出すことが可能であると考えられると述べるところとなっている。

## 2 審査の概要と審査結果

本論文は、アメリカ合衆国を研究の対象国として、人種、性別、年齢に基づく差別と並び、教育の機会均等のカタログの1つに数えられると解されるようになってきている教育における言語に基づく差別の問題を取り上げ、この問題の中でも特に重要と考えられてきた、この差別に対していかなる違憲審査基準が適用されると解されるのかという問題に焦点を絞って分析・検討したものであり、その結果、教育における人種に基づく差別に対しては厳格な合理性の基準が、また性別、年齢、能力に基づく差別に対してはゆるやかな合理性の基準が適用されると解されてきたのに対して、教育における言語に基づく差別に対

しては、これらの差別の場合と違って、「やむにやまれぬ政府の利益」と「緻密に詭えられたもの」の考察をすることにより違憲か否かを審査するという、いわゆる両者の中間的な合理性の基準が適用されると解されるに至っていることを明らかにするものである。

本論文は、我国では未だ研究が行われていない、教育の機会均等の問題の1つである教育における言語に基づく差別について初めて分析・検討を進めており、その結果、教育の機会均等の問題に対する違憲審査基準の適用について、厳格な合理性の基準でもなく、またゆるやかな合理性の基準でもない新たな合理性の基準ともいえるべき、中間的な合理性の基準を適用できる領域があることを示している点で大きな意義があるといえる。

また、本論文は、教育における言語に基づく差別を論ずるために、アメリカ合衆国の教育制度に関する主要な文献をくまなく通読する一方で、教育の機会均等に関するアメリカの判例及び文献を丹念に分析しており、アメリカ憲法のこの種の研究について多大な貢献をしているばかりではなく、周辺の研究を容易にすることとなっている点で、大きな意義がある。

こうしたことから、審査委員一同、本論文を高く評価するところとなっているが、しかし、欠けている点がないわけではない。それを指摘しておく、以下の通りである。論者は、教育における言語に基づく差別について、判例を分析すると、中間審査基準を適用していることが明らかとなると述べるが、それでは判例はどのような理由を示しつつ新たな基準ともいえるべき中間的な合理性の基準を適用することができるかと結論付けているのかに関しての説明が必ずしも明確ではなく、この点の説明を明確にできれば、論文の価値はより高まったと考えられることが指摘の1点目である。また、次には、教育の機会均等論の発展の中で、教育における言語に基づく差別の理論はどこに位置付けられ、どう発展していくことになるのかについて論ずるに至っていないが、この点は我国で同種の問題を論ずることになった場合、どのようにアメリカの法理論を活用することができるのかという点で課題として残されたままになってしまうと考えられることが指摘の2点目である。もっとも、指摘したこれらの点は本論文の全体としての価値を損なうことにはならず、本論文は博士号請求論文の水準に達しているものと判断された。

### 3 学内の手続き

学位請求論文の審査は以下の通りである。

平成25年12月5日に博士請求論文が提出され、平成25年12月12日開催の法学研究科博士（後期）課程委員会（以下、「研究科委員会」という。）において審査委員会が設置された。審査委員は、主査・千葉 卓（教授）、副査・向田直範（教授）、副査・福士明（教授）の3名である。提出された論文の審査及び口述試験は、平成26年1月23日に実施され、その結果については本学学位規則（以下、「規則」という。）第7条第1項に

基づき、平成26年2月20日開催の研究科委員会において、主査・千葉 卓（教授）により報告され、研究科委員会は合格と決定した（規則第8条第1項）。

なお、平成26年1月24日に、本論文の題目、期間、期日及び場所、その他公開に必要な事項が研究科委員会の委員に対し書面をもって通知され（規則第7条第3項）、平成26年2月13日から2月20日まで公開された（規則第7条第2項）。

平成26年3月4日開催の北海学園大学大学院委員会において、研究科委員会の審査経過及び論文要旨が報告、承認され（規則第10条第2項）、平成26年3月21日に江頭伸佳氏に博士（法学）の学位が授与された。